

津島市

<http://asp.db-search.com/tsushima-c/dsweb.cgi/document!1!guest08!!16926!1!1!1,-1,1!699!17505!1,-1,1!699!17505!4,3,2!4!6!26150!40!3?Template=DocPage>

### 発達障がい対応のデジター教科書の普及促進を求める意見書

平成 20 年 9 月に「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」いわゆる教科書バリアフリー法が施行された。

この教科書バリアフリー法の施行を機に、平成 21 年 9 月より、(財)日本障害者リハビリテーション協会(リハ協)がボランティア団体の協力を得て、通常の教科書の内容を、パソコンなどを活用して音声や文字で同時再生できるようにした「マルチメディアデジター版教科書」(デジター教科書)の提供を始めた。また、文部科学省において、平成 21 年度より、デジター教科書などの発達障がい等の障がい特性に応じた教材の在り方やそれらを活用した効果的な指導方法等について、実証的な調査研究が実施されている。

現在、デジター教科書は、上記のとおり文部科学省の調査研究事業の対象となっているが、その調査研究段階であるにもかかわらず、平成 21 年 12 月現在で約 300 人の児童生徒に活用され、保護者などから学習理解が向上したとの効果が表明されるなど、デジター教科書の普及促進への期待が大変高まっている。

しかし、デジター教科書は、教科書無償給与の対象となっていないことに加えて、その製作は、多大な時間と費用を要するにもかかわらず、ボランティア団体頼みであるため、必要とする児童生徒の希望に十分に答えられない状況にあり、実際にリハ協が平成 21 年度にデジタル化対応したデジター教科書は小中学生用教科書全体の約 4 分の 1 にとどまっている。

このような現状を踏まえると、まず、教科用特定図書等の普及促進のための予算の更なる拡充が求められるところであるが、平成 21 年度の同予算が 1.72 億円に対し、平成 22 年度は 1.56 億円と縮減されており、これらの普及促進への取り組みは不十分であると言わざるを得ない。

よって、国においては、必要とする児童生徒、担当教員等にデジター教科書を安定して配布・提供できるように、その普及促進のための体制の整備及び必要な予算措置を講ずることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 6 月 29 日

愛知県津島市議会